

みんなでチェック! 最低賃金 東京都最低賃金のお知らせ



雇う上でも、働く上でも最低限のルール。

使用者も、労働者も、必ず確認 最低賃金

東京都最低賃金は、
令和6年10月1日から

時間額 **1,163円**

東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます

最低賃金法により、使用者は、効力発日以後の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

東京都最低賃金の改正状況

	引上額	時間給
H28年	25円	932円
H29年	26円	958円
H30年	27円	985円
R元年	28円	1,013円
R2年	0円	1,013円
R3年	28円	1,041円
R4年	31円	1,072円
R5年	41円	1,113円
R6年	50円	1,163円

【参考】近隣各県における令和6年度地域最低賃金改正の状況

県名	時間額(引上額)	発効日
埼玉	1,078円(50円)	令和6年10月1日
千葉	1,076円(50円)	令和6年10月1日
神奈川	1,162円(50円)	令和6年10月1日
山梨	988円(50円)	令和6年10月1日
茨城	1,005円(52円)	令和6年10月1日
群馬	985円(50円)	令和6年10月4日

◎最低賃金に関するお問い合わせ

東京労働局賃金課 TEL 03-3512-1614
又は最寄りの労働基準監督署へ

◎業務改善助成金等のご相談

東京働き方改革推進支援センター TEL 0120-232-865

知らなかったでは、
すまされない。

「労働保険の加入はお済みですか？」

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

労働保険は、労働者が失業した時の失業給付、労働災害にあった時の労災給付などを行うものです。

雇用形態を問わず、一人でも労働者を雇用している事業主は労働保険の加入義務があります。加入方法など詳しくは、お問い合わせ下さい。

労働保険は働く皆さんを守ります

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険。

「アルバイトだから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」、「そもそも知らなかった」など事情はあっても、従業員のため、会社のために、労働保険に加入することは事業主の責任です。

働きがいのそばには労働保険。

労働保険 雇ったら、入る。労働者を守る。
正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続を行う義務があります。

◎お問い合わせ

ハローワーク池袋 雇用保険適用課 TEL 03-3988-6662
池袋労働基準監督署 労災課 TEL 03-3971-1259

豊島産業協会は厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合です。お気軽にご相談ください。



生っ粋の
こんにゃく

「味しみがよい」
「においがしない」こんにゃく



株式会社 関越物産
相談役 白井 宏一

〒171-0031 東京都豊島区目白5-5-2
TEL 03(3952)4151
https://www.kan-etsu.com